

環 技 審 第 2 5 号
令 和 2 年 1 2 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝 也



(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)
令和2年7月31日付け環対第208号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、全域が蔵王高原県立自然公園に位置しており、近傍には東北の名峰である蔵王連峰や七ヶ宿ダムが存在し、宮城県にとって極めて重要な景観資源や水道水源を有する地域である。

このことから、事業の実施に当たっては、騒音による影響、動植物への影響及びその他の環境要素に関しても、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境影響の一層の回避・低減に努めること。
- (2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者からの情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。
- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。
- (4) 事業区域周辺の住民、立地する白石市や七ヶ宿町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工所用資材等の搬出入車両の走行に伴い排出される窒素酸化物について、大型車の車種を細分化したうえで算出し、生活環境への影響を適切に評価すること。

また、福岡八宮地区の予測値については、道路の縦断勾配が排出係数の補正式の適用範囲を超えていることから、過小に算出されることを踏まえ、適切に評価すること。

(2) 騒音及び低周波音

イ 騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価し、評価書に記載すること。

ロ 工事の実施に係る騒音について、事業区域において「幹線交通を担う道路に近接する空間についての基準値」を当てはめる等、予測条件が実態に即していないため、適用する基準、条件について再度検討した上で、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。

ハ 風力発電設備の稼働に係る騒音については、事業区域が特に静穏な地域であることから、適用する騒音に係る指針値等を見直した上で、地域特性や最新の知見を十分に踏まえ、適切に評価すること。

ニ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけでなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に評価したうえで、評価書に記載すること。

(3) 水質

イ 工事の実施による水の濁りの予測に当たっては、近年の降雨量の変化を踏まえ、最新の気象データを用いた予測及び評価についても、評価書に記載すること。

ロ 沈砂池排水中の土砂の到達距離に関する予測について、到達距離（斜面長）、地形の形状（ガリや下層植生の有無）等、排出先の条件を再検討し、評価書に記載すること。

ハ 工事の実施に当たっては、沈砂池を造成した上で、仮排水路を設置する等、濁水対策を講じた上で作業を行うこと。

(4) 動物

イ カモシカ、クマ、サルについて、その生息地の保全に努めるとともに、イノシシを含め、村落への進出防止に配慮した開発事業とすること。

ロ ヤマコウモリ的一种について、重要な種として適切に予測及び評価し、結果については保護対策も含めて評価書に記載すること。

ハ コウモリ類の事後調査については、バットストライクが頻発する時期の8月中旬から9月中旬に少なくとも1週間に1回の頻度で実施すること。また、今後コウモリ飛翔調査を行う場合、照射半径が広いLEDライトを選択し、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

ニ 事後調査によりバットストライクが多く確認された場合は、風力発電設備のカットイン風速の変更など、衝突防止のための追加の環境保全措置を実施すること。

ホ 作業ヤード等の平坦な改変区域の復旧方法については、砂利敷きにする等、イヌワシ、ノスリ等の誘引を避けるよう配慮すること。

ヘ 沈砂池内において両生類等の卵等が確認された場合には、移設先や移設手法を適切に選定し、実効性の高い環境保全措置を講じるものとし、その内容を評価書に記載すること。

(5) 植物

事業区域に近接する重要な植物群落に対する工事の実施による間接的な影響について、適切に予測及び評価し、評価書に記載すること。

(6) 景観

イ グリーンパーク不忘及び川原子ダムにおける眺望景観への影響が大きいことが予測されることから、適切に評価したうえで、必要に応じて実効性の高い環境保全措置を講ずるものとし、その内容を評価書に記載すること。

ロ 動画による予測及び評価について、検証過程も含めて評価書に記載すること。

(7) 放射線の量

イ 造成等の工事によって、放射性物質で高濃度に汚染された可能性がある腐葉土が散逸及び堆積しないこと、汚染水が事業区域外に流出しないこと等、適切な環境保全措置を講ずるものとし、その内容を評価書に記載すること。

ロ 事業区域及びその周辺の樹木は、放射性プルームによって表面が汚染されている可能性が高いことから、伐採木への放射性物質の吸着の可能性を十分に踏まえ、伐採後の利用方法等と併せて評価書に記載すること。